策定年月日 令和6年4月16日

自治体名	周防大島町 (周防大島町福祉事務所)	後発医薬品の数量シェア (令和5年6月審査分)	全国の使用割合	国が定める目標値( <u>※)</u> (A)	管内実績 (B)	目標との差 (A-B)
			88.2%	80.0%	74.2%	5.8%
<現在の状況>			<対応方針>			
<ul> <li>1. 先発医薬品を調剤した事情(薬局からの報告に関しての集計)</li> <li>・ 医師、薬剤師の専門的な知見に基づ(判断・薬局在庫の状況によるため・院内処方で後発医薬品の在庫が不十分</li> </ul>			被保護者への説明 ○ ケースワーカー訪問の際に被保護者へ後発医薬品の服用が原則であることを伝え、医師等から後発医薬品の服用を勧められた際には、断らないよう説明			
・被保護者からの同意が得られず、拒否出来ないため			関係機関への説明			
				『における医療扶助の対』 『作用等のやむを得ない		
			薬局における備蓄について			
			<ul><li>○特段なし (備蓄については、医療全体の取組として取り組まれているため)</li></ul>			
			その他			
2. 関係機関への説明の状況 ・関係機関への説明は行えていない。 (医師会、歯科医師会及び薬剤師会の各会長には説明済み)			特段なし			
<使用促進が進んでいない原因>			<備考>			
○ 院内処方が ○ 後発医薬品	に対する抵抗感から使	用促進が進まなかったため				

※ 毎年度 80%達成を目指す。